【表紙】

【公表書類】

【公表日】

【発行者の名称】

【代表者の役職氏名】 【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【担当J-Adviser及び担当F-Adviserの名称】

【担当J-Adviser及び担当F-Adviserの代表者の役職 氏名】

【担当J-Adviser及び担当F-Adviserの本店の所在の 場所】

【担当J-Adviser及び担当F-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】

【電話番号】

【取引所金融商品市場等に関する事項】

【公表されるホームページのアドレス】

発行者情報

2025年9月30日

株式会社NICS

(Nippon Information Control System Inc.)

代表取締役社長 山根 慎一郎

岡山県玉野市宇野一丁目11番1号

(0863)32-5111 (代表)

取締役業務本部長 木村 裕一

フィリップ証券株式会社

代表取締役社長 永堀 真

東京都中央区日本橋兜町4番2号

https://www.phillip.co.jp/

(03) 3666-2321

東京証券取引所 TOKYO PRO Market

福岡証券取引所 Fukuoka PRO Market

また、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

名称:株式会社証券保管振替機構

住所:東京都中央区日本橋兜町7番1号

株式会社NICS

https://www.nics.ne.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/ 証券会員制法人福岡証券取引所

https://www.fse.or.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Market 及びFukuoka PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Market 及びFukuoka PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員(金融商品取引法(以下「法」という)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Market 及びFukuoka PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Market 及びFukuoka PRO Marketにおいては、J-Adviser及びF-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Market 及びFukuoka PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviser及びF-Adviserを選任する必要があります。J-Adviser及びF-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則及び福岡証券取引所のホームページ等に掲げられるFukuoka PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所及び福岡証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第51期 中間会計期間	第52期 中間会計期間	第50期	第51期
会計期間		自2024年1月1日 至2024年6月30日	自2025年1月1日 至2025年6月30日	自2023年1月1日 至2023年12月31日	自2024年1月1日 至2024年12月31日
売上高	(千円)	402, 789	348, 292	728, 160	756, 350
経常利益又は経常損 失(△)	(千円)	39, 377	△5, 628	57,000	32, 234
中間(当期)純利益 又は中間純損失 (△)	(千円)	31, 239	△16, 075	39, 209	33, 552
純資産額	(千円)	128, 392	107, 625	87, 990	130, 838
総資産額	(千円)	428, 981	345, 143	404, 467	391, 086
1株当たり純資産額	(円)	30. 43	25. 49	22. 41	31.02
1株当たり配当額 (うち1株当たり中 間配当額)	(円)	- (-)	- (-)	201. 07	1. 78 (-)
1株当たり中間(当期)純利益又は1株当たり中間純損失 (△)	(円)	7. 62	△3. 83	10.05	8. 09
潜在株式調整後1株 当たり中間(当期) 純利益	(円)	ı	-	-	7. 84
自己資本比率	(%)	29.8	31.0	21. 6	33. 3
自己資本利益率	(%)	29. 0	△13.5	58. 7	30.8
株価収益率	(倍)	-	△15. 7	-	7.4
配当性向	(%)	-	-	20.0	22.0
営業活動によるキャ ッシュ・フロー	(千円)	162, 220	△36, 880	△12, 053	148, 518
投資活動によるキャ ッシュ・フロー	(千円)	18, 804	25, 533	△4, 361	16, 676
財務活動によるキャ ッシュ・フロー	(千円)	△52, 568	△16, 093	21, 156	△60, 604
現金及び現金同等物 の中間期末(期末) 残高	(千円)	170, 051	118, 746	41, 595	146, 186
従業員数 (外、平均臨時雇用	(人)	76 (0)	79 (0)	77	76 (0)
者数)		(0)	(0)	(0)	(0)

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
 - 2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
 - 3. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期) 純利益については、第52期中間会計期間は潜在株式は存在するものの、1株当たり中間純損失であり、また、第50期及び第51期中間会計期間は潜在株式は存在するものの、普通株式の期中平均株価がないため記載しておりません。
 - 4. 第51期中間会計期間及び第50期の株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
 - 5. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(人材会社からの派遣社員のみ)は、期中の平均人員を() 外数で記載しております。
 - 6. 財務諸表及び中間財務諸表についてイースト・サン監査法人の監査又は中間監査を受けております。
 - 7. 2024年3月29日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行いましたが、第50期の期首に分割があったものとして1株当たり純資産額

及び1株当たり中間(当期)純利益又は1株当たり中間純損失を算定しております。

2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業について重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2025年6月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与(千円)
79 (0)	43. 7	17. 4	4, 302

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(人材会社からの派遣社員のみ)は、最近1年間の平均人員を () 外数で記載しております。
 - 2. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。
 - 3. 当社はシステム開発事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間における世界経済は、米国の利下げや欧州経済の回復基調により緩やかな成長を見せましたが、米国のトランプ大統領による対中関税の再強化により、サプライチェーンの混乱や貿易摩擦の再燃が一部業界に影響を及ぼしました。中国経済の減速も重なり、世界的な先行き不透明感は払拭されていません。日本経済は、個人消費やインバウンド需要の回復、設備投資の持ち直しにより緩やかな回復を続けていますが、円安や輸入コストの上昇、関税の波及的影響により、企業収益には慎重な見方もあります。こうした環境下、ソフトウェア業界はDX(デジタルトランスフォーメーション)や生成AI、クラウドサービスの普及を背景に堅調に推移しました。特に中小企業におけるIT投資が拡大し、開発需要は高水準を維持しています。一方で、人材不足や人件費の上昇が継続的な課題となっています。

このような状況の中、当社においては中小企業との取引は安定的に継続し、ハードウェアの更新や中規模開発案件の需要は堅調に推移しました。しかしながら、主要取引先の一つである三井E&S関連の工事案件が減少したことにより、全体の作業量は前年同期比で減少し、売上および利益面での圧迫要因となりました。加えて、受注案件の一部が下期に集中していることから、当中間会計期間における業績への寄与は限定的となっています。外注活用においても、オフショア案件を含む外注稼働の縮小が見られ、コスト構造の調整が求められました。このような状況から、当中間会計期間の業況は前年同期と比較して悪化しております。

この結果、当中間会計期間の業績は、売上高348,292千円(前年同期比13.5%減)、営業損失12,309千円(前年同期38,547千円の営業利益)、経常損失5,628千円(前年同期39,377千円の経常利益)、中間純損失16,075千円(前年同期31,239千円の中間純利益)となりました。なお、当社の報告セグメントは単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間における現金及び現金同等物(以下「資金」という)の残高は118,746千円(前期末比27,440千円減少)となりました。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下の通りであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は36,880千円(前年同期は162,220千円の獲得)となりました。これは主に税引前中間純損失19,673千円、役員退職慰労引当金の減少額21,150千円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果獲得した資金は25,533千円(前年同期は18,804千円の獲得)となりました。これは主に保険積立金の解約による収入23,572千円、固定資産の売却による収入4,235千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は16,093千円(前年同期は52,568千円の使用)となりました。これは主に長期借入金の返済による支出7,516千円によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注状況

当中間会計期間における受注実績をサービスごとに示すと、次のとおりとなります。

サービスの名称	受注高 (千円)	前年同期比 (%)	受注残高 (千円)	前年同期比 (%)
ソフトウェア開発サービス	392, 810	89. 7	179, 697	87. 1
SIサービス	83, 311	80.0		_
その他	735	63. 6	_	_
合計	476, 856	87.8	179, 697	87. 1

- (注) 1. 当社は、システム開発事業の単一セグメントであるため、サービス別の受注実績を記載しております。
 - 2. 今期よりサービス名称を「システム開発サービス」から「ソフトウェア開発サービス」に変更しております。

(3) 販売実績

当中間会計期間における販売実績をサービスごとに示すと、次のとおりになります。

- 1 1/3 - 1/2/3/1/3/ 1/2/ 0/2/5/2/2/4/		- 6, 7 6, 7 6	
	当中間会計期間		
	(自 2025年1月1日		
サービスの名称	至 2025年6月30日)		
	金額(千円)	前年同期比(%)	
ソフトウェア開発サービス	264, 246	88. 8	
SIサービス	83, 311	80. 0	
その他	734	63. 6	
合計	348, 292	86. 5	

- (注) 1. 当社は、システム開発事業の単一セグメントであるため、サービス別の販売実績を記載しております。
 - 2. 今期よりサービス名称を「システム開発サービス」から「ソフトウェア開発サービス」に変更しております。
 - 3. 主な相手先別の販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりです。

	前中間会計期間		当中間会計期間		
相手先	(自 2024年1月1日		(自 2025年1月1日		
	至 2024	年6月30日)	至 2025年6月30日)		
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)	
株式会社三井E&S	189, 044	46. 9	163, 635	47. 0	
三井E&Sシステム技研株式会社	52, 985	13. 2	_	_	

⁽注) 当中間会計期間における三井E&Sシステム技研株式会社に対する販売割合が100分の10未満のため記載を省略しております。

3【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社が対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4【事業等のリスク】

当中間会計期間において、本発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に 重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、又は2025年3月28日に公表した発行者情報に記載した 「事業等のリスク」についての重要な変更はありませんが、株式会社東京証券取引所が運営を行なっております証券市 場TOKYO PRO Market及び証券会員制法人福岡証券取引所が運営を行なっております証券市場Fukuoka PRO Marketにおけ る当社株式の上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

(1) J-Adviserとの契約について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行なっております証券市場TOKYO PRO Marketに上場しております。当社では、フィリップ証券株式会社を担当J-Adviserに指定することについての取締役会決議に基づき、2022年7月29日にフィリップ証券株式会社との間で、担当J-Adviser契約(以下「当該契約」といいます)を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

< J-Adviser契約解除に関する条項>

当社(以下「甲」という)が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券株式会社(以下「乙」という)はJ-Adviser契約(以下「本契約」という)を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において(上場後3年間に終了する事業年度において債務超過となった場合を除く)、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間(以下この項において「猶予期間」という)において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法(以下「産競法」という)第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合(乙が適当と認める場合に限る)には、2年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日(猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日)までの期間内)に債務超過の状態から脱却しえなかったとき

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度(甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度)に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む)を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及び、bに定める書類に基づき行う。

- a 次の(a)から(c)の場合の区分に従い、当該(a)から(c)に規定する書面
 - (a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

- (b) 産競法第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む)を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
- (c) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書 面
- b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書

面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である 旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又 は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合

甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日)

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する 合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業 年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る)

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
 - (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものである
 - (b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
 - (a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - (b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと 認められるものでないこと。
- ⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合(甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう)又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する)の日
 - (a) TOKYO PRO Marketの上場株券等
 - (b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社 若しくは存続会社又は存続会社の親会社(当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る)が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会(普通出資者 総会を含む)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要 しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む)についての書面による 報告を受けた日)
- c 甲が、前a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合(③bの規定の適用を受ける場合を除く)は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれら i からviiiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為)を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合(当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に 定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。
- ⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

①株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を株式会社東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

13完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

15株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行なっていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防 衛策(以下「ライツプラン」という)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の 株主等に対し割り当てておくものの導入(実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入 時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く)
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動と することができないものの導入。
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する 旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定(持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が 拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類 株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種 類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う)。
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式(取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう)の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議 又は決定。

16全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

①株式売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

18株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

⑩反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketに対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

② その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは株式会社東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

< J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項>

- 1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り1ヶ月とする)を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
- 2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
- 3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を株式会社東京証券取引所に通知しなければならない。

(2) F-Adviserとの契約について

当社は、証券会員制法人福岡証券取引所が運営を行なっております証券市場Fukuoka PRO Marketに上場しております。当社では、フィリップ証券株式会社を担当F-Adviserに指定することについての取締役会決議に基づき、2024年9月17日にフィリップ証券株式会社との間で、担当F-Adviser契約(以下「当該契約」といいます)を締結しております。当該契約は、Fukuoka PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当F-Adviserを確保できない場合、当社株式はFukuoka PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、本発行者情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<F-Adviser契約解除に関する条項>

当社(以下「甲」という)が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券株式会社(以下「乙」という)はF-Adviser契約(以下「本契約」という)を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において(上場後3年間に終了する事業年度において債務超過となった場合を除く)、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間(以下この項において「猶予期間」という)において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法(以下「産競法」という)第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合(乙が適当と認める場合に限る)には、2年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日(猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日)までの期間内)に債務超過の状態から脱却しえなかったとき

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度(甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度)に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む)を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及び、bに定める書類に基づき行う。

a 次の(a)から(c)の場合の区分に従い、当該(a)から(c)に規定する書面

- (a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合
 - 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
- (b) 産競法第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む)を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
- (c) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書 面
- b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会 計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理 を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である 旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又 は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合

甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日)

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する 合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業 年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る)

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
 - (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものである こと。
 - (b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
 - (a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - (b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと 認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合(甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう)又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する)の日
 - (a) Fukuoka PRO Marketの上場株券等
 - (b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社 若しくは存続会社又は存続会社の親会社(当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る)が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会(普通出資者総会を含む)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む)についての書面による報告を受けた日)
- c 甲が、前a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合(③bの規定の適用を受ける場合を除く) は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれら i からviiiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為)を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合(当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に 定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。
- ⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

①株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を証券会員制法人福岡証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は 委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

(3)完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

④指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑤株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行なっていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防 衛策(以下「ライツプラン」という)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の 株主等に対し割り当てておくものの導入(実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入 時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く)
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動と することができないものの導入。
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する

旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定(持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が 拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類 株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種 類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う)。

- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式(取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう)の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議 又は決定。

16全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑪株式売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

18株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

⑩反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がFukuoka PRO Marketに対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

20 その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは証券会員制法人福岡証券取引所が当該銘柄の上場廃止を 適当と認めた場合。

<F-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項>

- 1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り1ヶ月とする)を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
- 2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
- 3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を証券会員制法人福岡証券取引所に通知しなければならない。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当中間会計期間末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づき作成されております。この中間財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当中間会計期間末における流動資産の残高は235,494千円で、前事業年度末に比べ22,729千円減少しております。現金及び預金の減少27,440千円、受取手形の減少18,300千円、電子記録債権の増加21,499千円、売掛金の減少11,515千円、契約資産の増加8,403千円が主な変動要因であります。

(固定資産

当中間会計期間末における固定資産の残高は109,649千円で、前事業年度末に比べ23,213千円減少しております。建物の減少1,007千円、土地の減少3,500千円、リース資産の増加2,276千円、保険積立金の減少15,284千円、繰延税金資産の減少5,856千円が主な変動要因であります。

(流動負債)

当中間会計期間末における流動負債の残高は116,447千円で、前事業年度末に比べ533千円減少しております。未 払費用の増加1,136千円、未払消費税等の減少1,901千円、預り金の減少6,467千円、未払法人税等の減少7,536千 円、1年内返済予定の長期借入金の減少5,641千円、未払金の増加17,382千円が主な変動要因であります。 (固定負債)

当中間会計期間末における固定負債の残高は121,071千円で、前事業年度末に比べ22,195千円減少しております。長期借入金の減少1,875千円、リース債務の増加1,648千円、退職給付引当金の減少818千円、役員退職慰労引当金の減少21,150千円がその主な変動要因であります。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産の残高は107,625千円で、前事業年度末に比べ23,213千円減少しております。 繰越利益剰余金の減少23,551千円がその主な変動要因であります。

(3) 経営成績の分析

「第3【事業の状況】1【業績等の概要】(1)業績」に記載しております。

(4) キャッシュ・フローの分析

「第3【事業の状況】1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の 別、額面・無額 面の別及び種類	株式総数	未発行株式数 (株)	中間会計期間末 現在発行数 (株) (2025年6月30日)	公表日現在 発行数 (株) (2025年9月30日)	上場金融商品取 引所名又は登録 認可金融商品取 引業協会名	内宏
普通株式	16, 400, 000	12, 000, 000	4, 400, 000	4, 406, 200	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market) 福岡証券取引所 (Fukuoka PRO Market)	単元株式数
計	16, 400, 000	12, 000, 000	4, 400, 000	4, 406, 200	_	_

- (注) 1.中間会計期間末現在発行数及び公表日現在発行数には、自己保有株式である200,000株が含まれております。
 - 2.2025年8月に新株予約権の行使により発行済株式総数6,200株、資本金140千円、資本準備金140千円増加しております。
 - 3.公表日現在発行数には、2025年9月1日から本発行者情報公表日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権(2021年12月17日臨時株主総会決議)

	中間会計期間末現在 (2025年6月30日)	公表日の前月末現在 (2025年8月31日)
新株予約権の数(個)	77, 000	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	_	_
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	77,000(注) 1 、 3	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	44 (注) 2、3	同左
新株予約権の行使期間	自 2023年12月18日 至 2031年12月16日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 44 (注) 3 、4 資本組入額 22 (注) 3 、4	同左
新株予約権の行使の条件	①新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役とを要する。ただし、任期満の他正当のな理がでした。で年退職、その会が認めた場合は、定年退職があるとはない。の一般を行済株ではいるの限りではない。の一般を行済を行うことはできない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取 締役会の承認を要するものとし ます。	同左
代用払込みに関する事項		_
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	_	_

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予 約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数につ いては、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

2. 当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整によって生じる1円未満の端数は切上げます。



既発行株式数 + 新規発行株式数

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除 した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替え るものとする。さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場 合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。 なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未 満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × <u>1</u> 分割(または併合)の比率

- 3. 2024年3月29日開催の定時株主総会決議により、2024年3月29日付で普通株式1株を100株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
- 4. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記 ①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 5. 新株予約権の取得に関する事項
 - ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会 社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締 役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得するこ とができる。
 - ② 新株予約権者が権利行使をする前に、「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

第2回新株予約権(2021年12月17日臨時株主総会決議)

	中間会計期間末現在 (2025年6月30日)	公表日の前月末現在 (2025年8月31日)
新株予約権の数(個)	8,000	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	_	_
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	8,000 (注) 1、3	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	44 (注) 2、3	同左
新株予約権の行使期間	自 2021年12月27日 至 2036年12月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 44(注)3、4 資本組入額 22(注)3、4	同左
新株予約権の行使の条件	①新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の割当日から行使期間の高事由のいずれかが生じた場合には、残存でするすべての本新株予約権を行使することができないものとする。(a)44円(ただし、上記新株予約権の行使に際して出る財産の備格又はでありまた行使価額同様にとする)を下回る価格を対価とする当社普通株式の発	同左

- 行等が行われたとき(ただし、払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」及び普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合並びに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く)。
- (b) 44円(ただし、上記新株予 約権の行使に際して出資 される財産の価格又はそ の算定方法におい同様と られた行使価額同様との 切に調整されるもを行 る)を下る価格を約権 の発行が行われたとき額 が行われたとは額時に が行りが自動性の発行が だし、当該行使価額行式 における当社普通株 における当社普通株 されて発行された場合を 除く)。
- (c)本新株予約権の目的である 当社普通株式が日本国内の いずれの金融商品取引所に も上場されていない場合、 44円 (ただし、上記新株予 約権の行使に際して出資さ れる財産の価格又はその算 定方法において定められた 行使価額同様に適切に調整 されるものとする)を下回 る価格を対価とする売買そ の他の取引が行われたとき (ただし、当該取引時点に おける株価よりも著しく低 いと認められる価格で取引 が行われた場合を除く)。
- (d) 本新株予約権の目的である 当社普通株式が日本国内の いずれかの金融商品取引所 に上場された場合、上場日 以降、当該金融商品取引所 における当社普通株式の 通取引の終値が44円(ただ し、上記新株予約権の行使 に際して出資される財産の 価格又はその算定方法に初 いて定められた行使価額同 様に適切に調整されるもの とする)を下回る価格とな

		1
	ったとき	
	②新株予約権者は、新株予約権の	
	権利行使時においても、当社ま	
	たは当社の子会社もしくは関連	
	会社の取締役、監査役もしくは	
	従業員または顧問もしくは業務	
	委託先であることを要する。た	
	だし、任期満了による退任、定	
	年退職、その他正当な理由があ	
	ると取締役会が認めた場合は、	
	この限りではない。	
	③新株予約権者の相続人による本	
	新株予約権の行使は認めない。	
	④本新株予約権の行使によって、	
	当社の発行済株式総数が当該時	
	点における発行可能株式総数を	
	超過することとなるときは、当	
	該本新株予約権の行使を行うこ	
	とはできない。	
	⑤各本新株予約権1個未満の行使	
	を行うことはできない。	
	新株予約権を譲渡するには取締	
新株予約権の譲渡に関する事項	役会の承認を要するものとしま	同左
	す。	—
代用払込みに関する事項	_	_
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	_	_
父刊に関する事場		

(注) 1. 付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。) または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

2. 本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の 行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調 整し、調整による1円未満の端数は切上げる。



既発行株式数 + 新規発行株式数

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を 控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

3. 2024年3月29日開催の定時株主総会決議により、2024年3月29日付で普通株式1株を100株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

4. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記 ①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 新株予約権の取得に関する事項

- ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

第3回新株予約権(2021年12月17日臨時株主総会決議)

	中間会計期間末現在 (2025年 6 月30日)	公表日の前月末現在 (2025年8月31日)
新株予約権の数(個)	400, 000	393, 800
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	_	_
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	400,000 (注) 1、3	393,800 (注) 1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	44 (注) 2、3	
新株予約権の行使期間	自 2021年12月27日 至 2036年12月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 44 (注) 3 、4 資本組入額 22 (注) 3 、4	同左
	①新株予約権の割り当てを受けた者	
	(以下「新株予約権者」とい	
	う。)は、本新株予約権の割当日	
	から行使期間の満了日までにおい	
	て次に掲げる事由のいずれかが生	
	じた場合には、残存するすべての	
	本新株予約権を行使することがで	
	きないものとする。 (a) 44円(ただし、上記新株予	
	(a) 44円(たたし、上記和休予) 約権の行使に際して出資さ	
	れる財産の価格又はその算	
	定方法において定められた	
	行使価額同様に適切に調整	
	されるものとする)を下回	
	る価格を対価とする当社普	
	通株式の発行等が行われた	
	とき(ただし、払込金額が	
	会社法第199条第3項・同第	
	200条第2項に定める「特に	
the later to the second to the second to	有利な金額である場合」及	— ,
新株予約権の行使の条件	び普通株式の株価とは異な	同左
	ると認められる価格である	
	場合並びに当該株式の発行 等が株主割当てによる場合	
	等を除く)。	
	(b) 44円 (ただし、上記新株予	
	約権の行使に際して出資さ	
	れる財産の価格又はその算	
	定方法において定められた	
	行使価額同様に適切に調整	
	されるものとする)を下回	
	る価格を行使価額とする新	
	株予約権の発行が行われた	
	とき(ただし、当該行使価	
	額が当該新株予約権の発行	
	時点における当社普通株式 の株価と異なる価格に設定	
	の株価と異なる価格に設定 されて発行された場合を除	
	く)。	
	(c) 本新株予約権の目的である	
	当社普通株式が日本国内のい	

	ずれの金融商品取引所にも上	
	場されていない場合、44円	
	(ただし、上記新株予約権の	
	行使に際して出資される財産	
	の価格又はその算定方法にお	
	いて定められた行使価額同様	
	に適切に調整されるものとす	
	る)を下回る価格を対価とす	
	る売買その他の取引が行われ	
	たとき(ただし、当該取引時	
	点における株価よりも著しく	
	低いと認められる価格で取引	
	が行われた場合を除く)。	
	(d) 本新株予約権の目的である	
	当社普通株式が日本国内のい	
	ずれかの金融商品取引所に上	
	場された場合、上場日以降、	
	場合れた場合、工場日以降、 当該金融商品取引所における	
	当社普通株式の普通取引の終	
	値が44円(ただし、上記新株	
	予約権の行使に際して出資さ	
	れる財産の価格又はその算定	
	方法において定められた行使	
	価額同様に適切に調整される	
	ものとする)を下回る価格と	
	なったとき	
	②本新株予約権者は、新株予約権の	
	権利行使時において、当社または	
	当社の子会社もしくは関連会社の	
	取締役、監査役もしくは従業員ま	
	たは顧問もしくは業務委託先であ	
	ることを要する。ただし、任期満	
	了による退任、定年退職、その他	
	正当な理由があると取締役会が認	
	めた場合は、この限りではない。	
	③本新株予約権者の相続人による	
	本新株予約権の行使は認めない。	
	(4)本新株予約権の行使によって、当	
	社の発行済株式総数が当該時点に	
	おける発行可能株式総数を超過す	
	ることとなるときは、当該本新株	
	予約権の行使を行うことはできな	
	V.	
	、。 ⑤本新株予約権1個未満の行使を行	
	うことはできない。	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会 の承認を要するものとします。	同左
代用払込みに関する事項	_	_
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関 する事項	_	_

(注) 1. 付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。) または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

2. 本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。



既発行株式数 + 新規発行株式数

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとせる。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円 未満の端数は切り上げる。

- 3. 2024年3月29日開催の定時株主総会決議により、2024年3月29日付で普通株式1株を100株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
- 4. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上 記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 5. 新株予約権の取得に関する事項
 - ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。ただし、当社と契約関係にある信託会社が本新株予約権者である場合にはこの限りではない。
 - ② 新株予約権者が権利行使をする前に、「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。ただし、当社と契約関係にある信託会社が本新株予約権者である場合にはこの限りではない。

※第3回新株予約権の状況の補足事項

当社の代表取締役社長である山根慎一郎は、発行会社の成長に真摯に取り組む役職員や社外協力者に対して自らの出捐において新株予 約権を交付し、当社の成長にともなう経済的利益を共有するため、2021年12月17日開催の取締役会決議に基づき、2021年12月24日付でコタエル信託株式会社を受託者として、「時価発行新株予約権設定信託®」締結しました。本信託は3つの契約(T0101-211224からT0103-211224まで)により構成され、それらの概要は以下のとおりであります。

名称	時価発行新株予約権® (一括交付タイプ)	
委託者	山根 慎一郎	
受託者	コタエル信託株式会社	
信託契約日	2021年12月24日	

	(T0101-211224) 第3回新株予約権200,000個
信託の種類と新株予約権数	(T0102-211224)第3回新株予約権100,000個
	(T0103-211224) 第3回新株予約権100,000個
	(T0101-211224)2024年12月末日(当該日が受託者の休業日の場合には前営業日。以下同じ)
受益者指定日	(T0102-211224)2029年12月末日またはグロース市場に上場した日から6か月が経過した日のいずれか早い日
	(T0103-211224)2034年12月末日またはスタンダードに上場変更した日のいずれか早い日
	委託者は、当社の代表取締役社長として、発行会社の成長に真摯に取り組む役職員や社外協力者に対して自
	らの出捐において新株予約権を交付し、もって、当社の成長にともなう経済的利益を共有したいと希望して
EX DUM	いる。そこで委託者は、時価発行新株予約権信託∞を導入し、委託者の出捐で受託者に当社の新株予約権を取
信託の目的	得させるとともに、当社を受益者指定権者とすることで、当社の企業価値向上に持続的かつ精力的に貢献す
	る意思と能力を備えた者を一定期間観察しながら当社に選別させ、受託者をして、それらの者に新株予約権
	を交付させることを目的とする。
	当社の役員及び従業員並びに顧問契約・業務委託契約を締結している者のうち、当社の交付ガイドラインに
	定める一定の条件を満たす者を受益候補者とし、当社が指定し、本信託(第3回新株予約権)に係る信託契
	約の定めるところにより、受益者として確定した者を受益者とします。
	①推薦による新株予約権の配分
双头本体垂体	当社取締役会の推薦のあった対象者のなかから当社の評価委員会において推薦枠の対象となる者を選出し、
受益者適格要件	その者に付与されるポイント数の按分によって行う。
	②役職員のタイトルに基づく新株予約権の配分
	2022年以降に在籍する役職員のタイトルに応じて付与されるポイント数の按分によって行う。
	③人事評価に基づく配分
	1年ごとに実施される人事評価の結果に応じて付与されるポイント数の按分によって行う。

なお、本信託は「信託型ストックオプション」(以下「信託SO」といいます。)であり、国税庁が2023年5月30日に発表した「ストックオプションに対する課税(Q&A)」において、受益者の課税に関する見解が示されております。この見解によれば、役職員が信託型ストックオプションを行使し株式を取得した場合、権利行使時点で経済的利益が給与所得として認識され課税が発生すること、また、会社は源泉所得税を納める義務を負うこととされております。当社は信託SOを導入済みであるものの、本書提出日現在において受益者は確定しておりますが、従業員による権利行使は発生していないことから、信託SOによる過年度の税負担の見直し等の影響は一切ありません。もっとも、同スキームの採用も含め、本信託の今後の取り扱いについては、社内及び外部専門家と協議し決定する方針であります。

(3) 【MSCB等の行使状況等】 該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数	発行済株式総	資本金増減額	資本金残高	資本準備金増	資本準備金残
	増減数(株)	数残高(株)	(千円)	(千円)	減額(千円)	高(千円)
2025年1月1日~ 2025年6月30日	4, 359, 000	4, 400, 000	18,000	43,000		10, 270

- (注) 1 2025年8月に新株予約権の行使により発行済株式総数6,200株、資本金140千円、資本準備金140千円増加しております。
 - 2 「発行済株式総数残高」には、2025年9月1日から本発行者情報公表日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(6) 【大株主の状況】

2025年6月30日現在

	1		# + W # 1z = 4
氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	株式総数に対 する所有株式 数の割合(%)
山根 慎一郎	岡山県岡山市北区	2, 181	51. 93
山根 光惠	香川県香川郡直島町	455	10.83
山根 英雄	東京都江東区	422	10. 05
岩田 涼子	神奈川県茅ヶ崎市	322	7. 67
大阪中小企業投資育成株式会社	大阪府大阪市北区 中之島三丁目3番23号	300	7. 14
岩田 ゆうわ	神奈川県茅ヶ崎市	100	2. 38
合同会社玉事務所	岡山県岡山市北区問屋町 26番地108リビンコート スタイル問屋町1003号	100	2.38
おかやま信用金庫	岡山県岡山市北区 柳町一丁目11番21号	100	2. 38
公益財団法人大原芸術財団	岡山県倉敷市 中央一丁目1番15号	100	2. 38
公益財団法人みんなでつくる財団おかやま	岡山県総社市 中央二丁目2番8号	100	2. 38
計	_	4, 180	99. 52

(7) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

2025年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	_	_	_
議決権制限株式(自己株式等)	_	_	_
議決権制限株式 (その他)	_	_	_
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式200,000	_	_
完全議決権株式 (その他)	普通株式4,200,000	42, 000	_
単元未満株式	_	_	_
発行済株式総数	4, 400, 000		_
総株主の議決権	_	42, 000	_

②【自己株式等】

2025年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株 式数(株)	所有株式数の合 計(株)	発行済株式総数に対 する所有株式数の割 合(%)
株式会社NICS	岡山県玉野市宇野一 丁目11番1号	200, 000	_	200, 000	4.5
1	_	200, 000	_	200, 000	4. 5

2【株価の推移】

(1) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年1月	2025年2月	2025年3月	2025年4月	2025年5月	2025年6月
最高(円)	_	_	_	_	_	_
最低(円)	_	_	_	_	_	_

- (注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Market、福岡証券取引所 Fukuoka PRO Marketにおけるものであります。
 - 2. 2025年1月から2025年6月までの期間において、売買実績はありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の発行者情報の提出日後、本中間発行者情報の公表日までにおいて、役員の異動はありません。

第6【経理の状況】

- 1. 中間財務諸表の作成方法について
 - (1) 当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。
 - (2) 当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項及び証券会員制法人福岡証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第115条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定及び証券会員制法人福岡証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第127条第3項の規定に基づき、当中間会計期間(2025年1月1日から2025年6月30日まで)の中間財務諸表について、イースト・サン監査法人により中間監査を受けております。

3. 中間連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

①【中間貸借対照表】

(単位:千円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当中間会計期間 (2025年6月30日)
流動資産		
現金及び預金	146, 186	118, 746
受取手形	18, 300	-
電子記録債権	-	21, 499
売掛金	65, 528	54, 012
契約資産	12, 336	20, 740
商品及び製品	6,712	3, 479
貯蔵品	87	81
前払費用	5, 629	6, 992
未収還付法人税等	-	9, 643
その他	3, 442	299
流動資産合計	258, 223	235, 494
固定資産		
有形固定資産		
建物 (純額)	5, 347	4, 340
工具、器具及び備品(純額)	1, 310	1, 333
リース資産 (純額)	6, 343	8, 619
土地	3, 500	_
有形固定資産合計	※ 1 16,501	※ 1 14, 293
無形固定資産	-	•
ソフトウエア	569	258
その他	82	82
無形固定資産合計	651	340
投資その他の資産		
出資金	70	70
投資有価証券	3, 894	4, 287
敷金及び保証金	6, 765	6, 765
保険積立金	69, 896	54, 611
繰延税金資産	34, 879	29, 023
その他	203	257
投資その他の資産合計	115, 710	95, 015
固定資産合計	132, 863	109, 649
資産合計	391, 086	345, 143

	前事業年度 (2024年12月31日)	当中間会計期間 (2025年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	15, 201	15, 529
1年内返済予定の長期借入金	11, 681	6, 040
リース債務	1,786	2, 441
未払金	39, 704	57, 087
未払費用	2, 113	3, 250
未払法人税等	7, 883	347
未払消費税等	12, 846	10, 945
前受金	7, 852	8, 363
預り金	8, 910	2, 443
賞与引当金	9,000	10, 000
流動負債合計	116, 981	116, 447
固定負債		
長期借入金	3, 358	1, 483
リース債務	4, 587	6, 235
退職給付引当金	60, 701	59, 882
役員退職慰労引当金	74, 620	53, 470
固定負債合計	143, 266	121,071
負債合計	260, 247	237, 518
純資産の部		
株主資本		
資本金	43, 000	43, 000
資本剰余金		
資本準備金	10, 270	10, 270
資本剰余金合計	10, 270	10, 270
利益剰余金		
利益準備金	5, 783	5, 783
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	71, 774	48, 222
利益剰余金合計	77, 558	54, 006
自己株式	△1, 000	△1,000
株主資本合計	129, 828	106, 276
評価・換算差額等		·
その他有価証券評価差額金	438	777
評価・換算差額等合計	438	777
新株予約権	571	571
純資産合計	130, 838	107, 625
負債純資産合計	391, 086	345, 143

②【中間損益計算書】

(単位:千円)

		(単位:十円)
	前中間会計期間 (自2024年1月1日 至2024年6月30日)	当中間会計期間 (自2025年1月1日 至2025年6月30日)
売上高	402, 789	348, 292
売上原価	278, 247	256, 067
売上総利益	124, 542	92, 225
販売費及び一般管理費	※ 1 85, 994	※ 1 104, 534
営業利益又は営業損失(△)	38, 547	△12, 309
営業外収益		
受取利息	0	32
受取配当金	318	47
受取保険金	428	6, 102
助成金収入	160	214
その他	62	415
営業外収益合計	970	6, 812
営業外費用		
支払利息	140	131
営業外費用合計	140	131
経常利益又は経常損失(△)	39, 377	△5, 628
特別利益		
投資有価証券売却益	8, 031	_
特別利益合計	8, 031	_
特別損失		
役員退職慰労金	_	14, 045
特別損失合計	-	14, 045
税引前中間純利益又は税引前中間純損失(△)	47, 409	△19, 673
法人税、住民税及び事業税	17, 514	380
法人税等調整額	△1, 344	5, 664
法人税等還付税額	_	9, 643
法人税等合計	16, 169	△3, 597
中間純利益又は中間純損失(△)	31, 239	\triangle 16, 075
-		<u> </u>

【中間製造原価明細書】

区分	注記番号		会計期間 - 1 月 1 日 - 6 月30日)	(自2025年	会計期間 		
	1	金額 (千円)	構成比(%)	金額 (千円)	構成比(%)		
I 労務費		157, 631	81.3	163, 041	84. 9		
Ⅱ 外注加工費		24, 864	12.8	12, 884	6.7		
Ⅲ 経費	※ 1	11, 334	5. 9	16, 068	8. 4		
中間総製造費用		193, 830	100.0	191, 994	100.0		
中間製品製造原価		193, 830		191, 994			

※1 主な内訳は次のとおりです。

項目	前中間会計期間(千円)	当中間会計期間(千円)
旅費交通費	1, 294	1, 782
事務用品費	2, 467	4, 683
賃借料	4, 024	3, 904
水道光熱費	1, 167	1, 389
保険料	781	739
リース料	999	910

(原価計算の方法)

個別原価計算を採用しております。

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自2024年1月1日 至2024年6月30日)

(単位:千円)

					朱主資本			
		資本剰	余金		利益剰余金			
	資本金	資本準備金	資本剰余 金合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益	利益剰余金 合計	自己株式	株主資本 合計
					剰余金			
当期首残高	25, 000	10, 270	10, 270	5, 000	46, 845	51, 845	△1,000	86, 115
当中間期変動額								
新株の発行	18, 000							18,000
剰余金の配当				783	△8, 622	△7, 839		△7, 839
中間純利益					31, 239	31, 239		31, 239
株主資本以外の項目の当中 間期変動額(純額)								
当中間期変動額合計	18, 000		l	783	22, 617	23, 400		41, 400
当中間期末残高	43, 000	10, 270	10, 270	5, 783	69, 462	75, 245	△1,000	127, 515

	評価・換	算差額等			
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計	新株予約権	純資産合計	
当期首残高	1, 304	1, 304	571	87, 990	
当中間期変動額					
新株の発行				18,000	
剰余金の配当				△7, 839	
中間純利益				31, 239	
株主資本以外の項目の当中 間期変動額(純額)	△999	△999	_	△999	
当中間期変動額合計	△999	△999		40, 401	
当中間期末残高	304	304	571	128, 392	

(単位:千円)

	株主資本							
			資本剰余金		利益剰余金			
	資本金	資本準備金	資本剰余 金合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金合計	自己株式	株主資本 合計
当期首残高	43, 000	10, 270	10, 270	5, 783	71, 774	77, 558	△1,000	129, 828
当中間期変動額								
剰余金の配当					△7, 476	△7, 476		△7, 476
中間純損失(△)					△16, 075	△16, 075		△16, 075
株主資本以外の項目の当中 間期変動額(純額)								
当中間期変動額合計	_	_	_	_	△23, 551	△23, 551	_	△23, 551
当中間期末残高	43, 000	10, 270	10, 270	5, 783	48, 222	54, 006	△1,000	106, 276

	評価・換	算差額等			
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計	新株予約権	純資産合計	
当期首残高	438	438	571	130, 838	
当中間期変動額					
剰余金の配当				△7, 476	
中間純損失(△)				△16, 075	
株主資本以外の項目の当中 間期変動額(純額)	338	338		338	
当中間期変動額合計	338	338	_	△23, 213	
当中間期末残高	777	777	571	107, 625	

	前中間会計期間 (自2024年1月1日 至2024年6月30日)	当中間会計期間 (自2025年1月1日 至2025年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益又は税引前中間純損失(△)	47, 409	△19, 673
減価償却費	2, 270	2, 270
賞与引当金の増減額(△は減少)	2,000	1,000
退職給付引当金の増減額(△は減少)	404	△818
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	1, 560	$\triangle 21, 150$
受取利息及び受取配当金	△319	△80
支払利息	140	131
受取保険金	△428	△6, 102
投資有価証券売却益	△8, 031	-
売上債権の増減額(△は増加)	95, 873	△87
棚卸資産の増減額(△は増加)	1, 381	3, 239
仕入債務の増減額(△は減少)	△8, 339	327
その他資産の増減額 (△は増加)	88	1, 728
その他負債の増減額(△は減少)	42, 050	10, 671
その他		△356
小計	176, 061	△28, 900
利息及び配当金の受取額	319	80
利息の支払額	△135	$\triangle 143$
法人税等の支払額	△14, 025	△7, 916
営業活動によるキャッシュ・フロー	162, 220	△36, 880
投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の売却による収入	_	4, 235
固定資産の取得による支出	_	△358
投資有価証券の売却による収入	20, 201	1, 473
投資有価証券の取得による支出	△1, 114	$\triangle 1,204$
保険積立金の解約による収入	2, 106	23, 572
保険積立金の積立による支出	△2, 388	△2, 185
投資活動によるキャッシュ・フロー	18, 804	25, 533
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(△は減少)	△50, 000	_
ファイナンス・リース債務の返済による支出	△953	$\triangle 1, 101$
長期借入金の返済による支出	\triangle 11, 776	$\triangle 7,516$
株式の発行による収入	18, 000	_
配当金の支払額	△7, 839	△7, 476
財務活動によるキャッシュ・フロー	△52, 568	△16, 093
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	128, 455	△27, 440
現金及び現金同等物の期首残高	41, 595	146, 186
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 170, 051	※ 118, 746

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品

個別法による原価法

(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 (リース資産を除く)

当社は定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 10~50年

工具、器具及び備品 3~15年

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員の賞与支給にあてるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都 合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社のソフトウェア受託開発業務等では、受託開発等の進捗に応じて一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断していることから、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。また、コンピュータ機器類等の販売では、顧客に商品を引き渡した時点で履行義務が充足されると判断し、顧客に商品を引き渡した時に収益を認識しております。なお、取引の対価を受領する時期は契約条件ごとに異なるものの、取引価格に重要な金融要素を含む契約はありません。

6. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスク しか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(中間貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2024年12月31日)	当中間会計期間 (2025年6月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	20,786千円	20, 255千円

(中間損益計算書関係)

%1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

//// - / / / - / / / / - / / / / - /		
	前中間会計期間	当中間会計期間
	(自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)	(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
役員報酬	9, 792	:千円 13,926千円
給与手当	31, 664	千円 31,989千円
手数料	15, 153	5千円 20,718千円
減価償却費	2, 270	596千円
役員退職慰労引当金繰入額	1, 560	9千円 8,160千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自2024年1月1日 至2024年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
普通株式	41,000	4, 359, 000	_	4, 400, 000

(注)変動事由の概要

株式分割(1株を100株)に伴う増加4,059,000株及び新株発行に伴う増加300,000株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
普通株式	2,000	198, 000		200, 000

(注)変動事由の概要

株式分割(1株を100株)に伴う増加198,000株

3. 新株予約権に関する事項

			新株予約	数(株)	当中間会計		
区分	新株予約権 の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	当事業 年度期首	当中間 会計期間 増加	当中間 会計期間 減少	当中間 会計期間 末	期間末残高 (千円)
提出会社	ストック・ オプション としての 新株予約権	_		_	ı	1	571
î		_	_	_	_	_	571

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年3月29日 定時株主総会	普通株式	7, 839	利益剰余金	201. 07	2023年 12月31日	2024年 3月29日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの該当事項はありません。

当中間会計期間(自2025年1月1日 至2025年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
普通株式	4, 400, 000	_	_	4, 400, 000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度	当中間会計期間	当中間会計期間	当中間会計期間末
	期首株式数(株)	増加株式数(株)	減少株式数(株)	株式数(株)
普通株式	200,000		_	200, 000

3. 新株予約権に関する事項

			新株予約権の目的となる株式の数(株)				
区分	新株予約権 の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	当事業 年度期首	当中間 会計期間 増加	当中間 会計期間 減少	当中間 会計期間 末	当中間会計 期間末残高 (千円)
提出会社	ストック・ オプション としての 新株予約権	_	-	_	_	_	571
î	今計	_	_	_	_	_	571

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年3月28日 定時株主総会	普通株式	7, 476	利益剰余金	1. 78	2024年 12月31日	2025年 3月31日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自2024年1月1日 至2024年6月30日)	当中間会計期間 (自2025年1月1日 至2025年6月30日)
現金及び預金勘定	170,051千円	118,746千円
現金及び現金同等物	170,051千円	118,746千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額(貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。 前事業年度(2024年12月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
投資有価証券	3, 894	3, 894	_
資産計	3, 894	3, 894	_
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	15, 039	14, 996	42
負債計	15, 039	14, 996	42

(※1) 「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」及び「未払法人税等」は、現金であること及び短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

当中間会計期間(2025年6月30日)

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
投資有価証券	4, 287	4, 287	_
資産計	4, 287	4, 287	_
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	7, 523	7, 523	_
負債計	7, 523	7, 523	_

(※1) 「現金及び預金」、「電子記録債権」、「売掛金」、「未収還付法人税等」、「買掛金」及び「未払金」は、 現金であること及び短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を 省略しております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対

象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るイン

プットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表(貸借対照表)に計上している金融商品 前事業年度(2024年12月31日)

		時価(千円)		
	レベル 1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	2, 401	_	_	2, 401
投資信託	_	1, 493	_	1, 493
資産計	2, 401	1, 493	_	3, 894

当中間会計期間(2025年6月30日)

		時価 (千円)		
	レベル 1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	4, 287	_	_	4, 287
投資信託	_	_	_	_
資産計	4, 287	_	_	4, 287

(2) 時価で中間貸借対照表(貸借対照表)に計上している金融商品以外の金融商品 前事業年度(2024年12月31日)

	時価 (千円)			
	レベル1 レベル2		レベル3	合計
長期借入金	_	14, 996	_	14, 996
負債計	_	14, 996	_	14, 996

当中間会計期間(2025年6月30日)

	時価(千円)			
	レベル 1	合計		
長期借入金	_	7, 523	_	7, 523
負債計	_	7, 523	_	7, 523

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からのリスク対価を求められるほどの重要な制限がないため基準価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金(1年内返済予定含む)

長期借入金(1年内返済予定含む)の時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される 利率で割り引いた現在価値によっており、レベル2の時価に分類しております。なお、長期借入金のうち、変動金 利によるものは、時価と期末簿価が近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度(2024年12月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
	(1) 株式	2, 401	1,889	511
貸借対照表計上額が取得原価を超 えるもの	(2) その他	1, 295	1, 138	157
	小計	3, 696	3, 028	668
	(1) 株式	_	_	_
貸借対照表計上額が取得原価を超 えないもの	(2) その他	198	200	△1
	小計	198	200	△1
合計		3, 894	3, 228	666

当中間会計期間(2025年6月30日)

	種類	中間貸借対照表計 上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
	(1) 株式	4, 287	3, 090	1, 197
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(2) その他	_	_	-
	小計	4, 287	3, 090	1, 197
	(1) 株式	_	_	_
中間貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの	(2) その他	_	_	_
	小計	_	_	_
合計		4, 287	3, 090	1, 197

2. 減損処理を行った有価証券

前事業年度及び当中間会計期間において、減損処理を行った有価証券はありません。なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%~50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(ストック・オプション等関係)

ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名 該当事項はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、次のとおりであります。

75(1 - 1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (
	前中間会計期間	当中間会計期間			
	(自2024年1月1日	(自2025年1月1日			
	至2024年6月30日)	至2025年6月30日)			
ソフトウェア開発サービス	297, 496	264, 246			
SIサービス	104, 138	83, 311			
その他	1, 155	734			
顧客との契約から生じる収益	402, 789	348, 292			
その他の収益	_	_			
外部顧客への売上高	402, 789	348, 292			

- 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報 「注記事項(重要な会計方針) 5. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。
- 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債(前受金)の残高等

	前事業年度 (2024年12月31日)	当中間会計期間 (2025年6月30日)
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	159, 471	83, 828
顧客との契約から生じた債権(中間期末(期末)残高)	83, 828	75, 512
契約資産 (期首残高)	63, 830	12, 336
契約資産(中間期末(期末)残高)	12, 336	20, 740
契約負債(期首残高)(前受金)	1, 486	7, 852
契約負債(中間期末(期末)残高)(前受金)	7,852	8, 363

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、契約期間が1年を越える重要な取引がないため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、システム開発事業の単一セグメントのため記載を省略しております。

【関連情報】

前中間会計期間(自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

当社は、システム開発事業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高(千円)	関連するセグメント名
株式会社三井E&S	189, 044	システム開発事業
三井E&Sシステム技研株式会社	52, 985	システム開発事業

当中間会計期間(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

当社は、システム開発事業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高(千円)	関連するセグメント名
株式会社三井E&S	163, 635	システム開発事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】 該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】 該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】 該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度	当中間会計期間
	(自 2024年1月1日	(自 2025年1月1日
	至 2024年12月31日)	至 2025年6月30日)
1株当たり純資産額	31円02銭	25円49銭

	前中間会計期間	当中間会計期間
	(自 2024年1月1日	(自 2025年1月1日
	至 2024年6月30日)	至 2025年6月30日)
1株当たり中間純利益又は 1株当たり中間純損失(△)	7円62銭	△3円83銭
潜在株式調整後1株当たり中間純利益	_	_

- (注) 1. 当社は、2024年3月29日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、2024年12月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり中間純利益又は1株当たり中間純損失及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益を算定しております。
 - 2. 前中間会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益は、潜在株式は存在するものの、普通株式の期中平均株価がないため、記載しておりません。なお、当中間会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益は、潜在株式は存在するものの、1株当たり中間純損失であるため記載しておりません。
 - 3. 1株当たり中間純利益又は1株当たり中間純損失及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自2024年1月1日 至2024年6月30日)	当中間会計期間 (自2025年1月1日 至2025年6月30日)
1株当たり中間純利益又は1株当たり中間純損失		
中間純利益又は中間純損失(△)(千円)	31, 239	△16, 075
普通株主に帰属しない金額(千円)	_	_
普通株式に係る中間純利益又は 普通株式に係る中間純損失(△)(千円)	31, 239	△16, 075
普通株式の期中平均株式数(株)	4, 100, 000	4, 200, 000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当 たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概 要	新株予約権3種類(新株予約権の株式数485,000株)。詳細は「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載しております。	_

(重要な後発事象) 該当事項はありません。

(2) 【その他】

第7【外国為替相場の推移】

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

第三部【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

独立監査人の中間監査報告書

2025年9月26日

株式会社 NICS 取締役会 御中

イースト・サン監査法人

岡山県岡山市

指定社員

公認会計士

業務執行社員 指定社員

業務執行社員

公認会計士

长田驿.一

中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 128 条第3項の規定 に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社 NICS の 2025 年1月1日から 2025 年12月31日まで の第52期事業年度の中間会計期間(2025年1月1日から2025年6月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借 対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記 について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠し て、株式会社 NICS の 2025 年6月 30 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間(2025 年1月1日から 2025 年6月 30 日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の 基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国 における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしてい る。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成 し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報 を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか を評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示 する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門 家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する 中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の 基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、 監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心 とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。 継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠 しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎と なる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並び に監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は 阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の中間監査報告書

2025年9月26日

株式会社 NICS 取締役会 御中

イースト・サン監査法人

岡山県岡山市

指 定 社 員

公認会計士

火的将个

業務執行社員

指 定 社 員業務執行社員

公認会計士

图 发和

中間監査意見

当監査法人は、証券会員制法人福岡証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第127条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社 NICS の2025年1月1日から2025年12月31日までの第52期事業年度の中間会計期間(2025年1月1日から2025年6月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社 NICS の 2025 年6月 30 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間(2025 年1月1日から 2025 年6月 30 日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する 注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。 継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注 意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して 除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づい ているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠 しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎と なる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並び に監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は 阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上